

第2回 (2012年8月)

第3-0 LEPと「よき環境法」

(1) 「先進的な」環境法

ベトナムの環境保護法(英名 Law on Environmental Protection、以下「LEP」と呼ぶ)は、「極めて先進的な内容」の法であると評される(※1)。ベトナムは、汚染物質規制の基準値に欧米の最も厳しい基準値を取り入れており、途上国ながら法典だけは「世界の最先端」の様相である。

さてでは、環境法の「先進性」とは、何を指標に語られるものなのだろうか。これについては、「Better Environmental Law—よりよき環境法の条件」という北村喜宣教授の最近のエッセイが参考になる(※2)。本稿ではLEPを読み進めるわけだが、ただ読んでいてもつまらないから、一体何がどう「先進的」なのか、若干の補助線を引きながらみていこう。

(2) 「よりよき環境法の条件」

北村教授は、よりよき環境法の条件として、「網羅的ではないが、今のところ思いつくのは」として、①透明性、②開放性、③答責性、④応答性、⑤実効性、⑥効率性、⑦比例性、⑧未然防止性を挙げている。

環境法では、排出基準などの細かい技術的項目は、政令や省令に委ねられる部分が多い。また、環境負荷発生者と被害者、そして国という3者間の関係を規律する場面も多い。そもそも、「被害者」が誰なのか、はっきりと特定できないような拡散的な「被害」の場合もある。それゆえ、過剰規制を避けつつ、行政をよりよくコントロールできる法制度であることが求められる。①から⑦は、それを表しているといえる。

法の良し悪しの価値判断は、民主主義社会では究極的には民意による。そこには必ずしも一方的なベクトルがあるわけではない。たとえば、死刑制度を廃止するかどうかは、民意に諮られるものであって、廃止した社会が「先進的でよき社会」なのかどうかは、一概には語れない。しかしながら、環境は人類の存立の基盤である。そこで、環境法では、深刻な被害、不可逆な環境破壊は未然に食い止めなければならないという命題が出てくる。⑧はそのことを言ったものである。

(3) 環境法に求められる「横断性」について

私は、よりよき環境法の条件として、試みに「横断性」ということを考えてみた。

「横断性」とは、環境法がどれだけ多くの領域、分野、地理的・時間的範囲に対して、横断的、優先的に適用される仕組みになっているかという指標である(※3)。立派な法典があるように見えても、その法が適用される分野が限定されては、意味は薄い。たとえば、「△△の領域については環境法ではなくて他の法律を優先的に適用する」とか、「□□地域は特別に緩い基準で規律する」といった形で環境法が排除されているなら、それは「よき環境法」とはいえないだろう。

環境には復元力があり、それを超える負荷をかけないように人間の活動を規律するのが環境法である。そして、環境が人類の存立の基盤である以上、他の法に先立って環境法こそがまず、人類活動の外枠を決めなければならない。「よりよき環境法」の指標として「横断性」

を挙げることの根本理由はここにある。

「横断性」がどこまで有効な指標であるかはわからないが、意識しながらみていこう。

※1 財団法人地球・人間環境フォーラム「ベトナムにおける企業の環境対策と社会的責任 CSR in Asia」(2007年3月、以下「CSR in Asia 報告書」と言う。) p.20。このほか、「日系企業の海外活動における環境配慮推進のための手引き 主にアジア地域における環境・CSR 促進に向けて」(2007年3月) p.4、株式会社野村総合研究所「平成22年度貿易保険制度等調査委託事業(アジア諸国における日本企業の環境事業促進施策に関する調査) 報告書」(2011年2月) p.58、三菱総合研究所「平成22年度 海外の環境規制・環境産業の動向に関する調査報告書」(2011年3月) p.59 など参照。

※2 月刊『産業と環境』2012年5月号 p.16 北村喜宣・環境法政策の発想 Vol.122

※3 横断性を細かく分析するならば、現在の環境問題についていかに幅広く捕捉できるかを考える「共時的な横断性」と、過去の汚染の処理、将来世代への配慮を考える「通時的な横断性」とがあると考えられる。

第3-1 LEP 第1条、第2条

(1) LEP 第1条の構造

「一般規定」という表題のLEP 第I章(第1条から7条)では、用語の定義規定や、政策原則が示されている。

LEP 第1条は、LEP が次の3つについて規定したものであることを宣言している。※1

- ①環境保護活動について。
- ②環境保護のための a.政策、b.措置、c.人的・資金的リソースについて。
- ③環境保護における組織・家庭・個人の権利義務について。

日本法に慣れた思考回路では、第1条では反射的に法の趣旨・目的が示されるものと考えられる。たとえば、環境基本法でも、また大気汚染防止法や水質汚濁防止法などの個別法でも、その第1条では、法の目的が示されている。そしてその規定は、行政訴訟の原告適格(誰が原告として訴え出ることができるか)の判断の際の重要な参照先となる(行政事件訴訟法9条2項)。

LEP では、そもそも法令名が「環境保護法」であり、「環境を保護するための法」という意味で、既に漠然と目的が示されている。LEP 第1条は、日本法の第1条のような目的規定というよりは、あくまで法典全体のアブストラクトである。

ベトナムの法律によく出てくるのが、③のような表現である。「家庭」は、社会の最小構成単位とされる(ベトナム憲法64条)。権利義務については、例の「社会主義的法治国家(社会主義法権国家)」の枠のもと、憲法やLEP のような法規の中で認められるものである(ベトナム憲法2条、50条、51条)。※2

(2) 国際条約に対する態度

LEP 第2条は、法の適用対象と、LEP と条約との間で抵触がある場合は条約が優先することを示す。

国境を越える環境汚染や温暖化など、地球規模での対処が必要となる課題が多いため、環境法においては国際協力、国際的な協調が求められる。それらは、日本法では環境基本法5

条や同法第2章第6節(32条から35条)などに現れている。LEP第2条第2文が条約優先をいうのは、国際協力、国際協調の現れともいえる。

このほかにLEPでは、第5条8号、第XII章(第118条から120条)が、「環境保護に関する国際協力」を定めている。

LEP第5条は、環境保護のために国家がとるべき政策を列挙し、その中の8号が国際協力を進めるべきことをいう。

また、LEP第118条第2項は、ベトナムが加盟する国際条約は厳格に遵守しなければならないという確認規定である。

さらに、LEP第118条第1項は、環境保護のために有益な国際条約は、優先的に検討し、調印・加盟するべきことをいう。

ベトナム憲法上、条約は、基本的には政府が交渉・締結・批准・加入を行う(ベトナム憲法112条8号。なお、このほかに、ベトナム憲法103条10号、84条13号は、国家主席による条約の調印、国会によるその批准を定めている)。そうすると、LEP第118条第1項は、条約締結権をもつ政府を名宛人として、「環境保護のための条約を優先的に検討、調印・加盟せよ」という責務を負わせたものということになる。何に優先して検討するのかは示されていないが、「環境保護のための条約は、他の何よりも優先して検討すべし」とするならば、「横断性」の観点からは好ましい規定といえる。

日本法では、条約は内閣が締結、国会の承認を得て、天皇が公布する(憲法73条3号、7条1号。なお61条)。条約締結権を持つ内閣の責務として「環境保護のための条約は優先的に検討、調印すべし」といったことを掲げる条文はみられない。仮にそのような責務を引き出しうる条文を挙げるとしたら、環境保全についての国の責務をいった環境基本法6条や、国の環境配慮義務を一般的に定めた同法19条あたりということになるだろうか。※3

第3-2 定義規定

(1) 環境、環境構成要素、環境保護活動

(ア) 日本法での「環境」とは

環境とは何か。日本法には定義が置かれていない。そのため、日本法では、法が何を保護、保全しようとしているかから遡って、何が「環境」なのかを探ることになる。

たとえば環境基本法2条2項は、「地球環境保全」について、「人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全」のうち、「人類の福祉に貢献し、「国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するもの」とする。ここで挙げられた「保全されるべきもの」から遡って「環境」とは何かを言うならば、「温暖化していない地球、破壊されていないオゾン層、汚染されていない海洋、減少していない野生生物種などが含まれるもの」ということになる。

また、環境基本法14条は、確保されるべきものとして、

- ①人の健康の保護と生活環境の保全、自然環境の適正な保全のために「大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること」、
- ②生態系の多様性の確保、
- ③生物の多様性の確保、

④多様な自然環境の地域の自然的社会的条件に応じた体系的保全、

⑤人と自然の豊かな触れ合いの保持

を挙げる。ここでは、これらの「確保されるべきもの」たちから、同語反復を削ぎながら、「環境」とは何かを遡って探ることになる。

(イ) LEP での「環境」とは

他方、LEP では、「環境」がきっちりとの定義されている。すなわち、環境とは、「人間を取りまき、人間と生物の生活、生産、存在、発展に影響を及ぼす自然要素と人工物」(LEP 第 3 条 1 項)である。そして、それを構成する要素は「土壌、水、大気、音、光、生物、生態系、その他の物理的形態などの環境を形作る物質的要素」である (LEP 第 3 条 2 項)。

LEP はこの「環境」を保護する活動について規定した法律である (LEP 第 1 条)。LEP 第 3 条 3 項は、「環境保護活動」を、

- A. 環境を健全で清浄で美しく保ち、
- B. 環境に対する悪影響を防止・抑制し、
- C. 環境事故に対処し、
- D. 環境汚染と環境劣化を矯正し、
- E. 環境の回復と改善を行い、
- F. 天然資源の合理的な採取・使用を行い、
- G. 生物多様性を保護する

こととする。A、B は LEP 第 III 章以下の具体的規定により確保されることになる。C は LEP 第 86 条から 91 条、D、E は LEP 第 92、93 条と第 127 条から 132 条、F、G は LEP 第 28 条から 34 条などに具体的な規定が置かれている。

(ウ) 日本法と LEP の対照イメージ

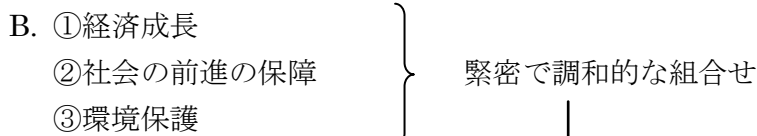
こうしてみると、何を「環境」として保護してゆくかについては、日本法が「一旦漠然と捉えて、保護、保全するべきものを抽出する中から浮かび上がってくる」イメージであるのに対し、ベトナム法は、まず「環境」を定義し、そこから具体的な保護、保全のための施策などを広げてゆくイメージである。

(2) 持続可能な発展

(ア) LEP 第 3 条 4 項

LEP 第 3 条 4 項は、「持続可能な発展」を定義する (※4)。すなわち、A. 現在世代の需要に適い、かつ将来世代の需要にも応えられる発展 (開発) であり、それは B. ①経済成長、②社会の前進の保障、③環境保護の 3 つの緊密で調和的な (原文「hài hoà」= 調和) 組合せに基づくものという。

LEP 第 3 条 4 項の「持続可能な発展」



A. 現代世代の需要に適い、かつ将来世代の需要にも応えられる発展 (開発)

「持続可能な発展」の概念は、人間の活動を将来世代においても持続可能な限度に収めよ

うという通時的横断性を持つ。LEP も将来世代のことを明文で示している (A.)。

他方で、LEP では、上記①、②、③が並列的に挙げられている (B.)。これは日本法とは異なっているように見える。

(イ) 日本法の「持続可能な発展」

もちろん日本法にも「持続可能な発展」概念は取り入れられている。たとえば、環境基本法 3 条は、将来世代の健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と、環境が将来にわたって維持されるように環境保全がなされなければならないとする。また、環境基本法 4 条は、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築を旨として環境保全がなされるべきだという。

しかし、日本法は、LEP における B. ①、②、③のような項目を、並立的に扱ってはいない。これは、日本の環境法の生成発展の経緯による。

日本の環境法は、公害対策法から展開された。そこにはかつて、「経済調和条項」と呼ばれるものがあつた。たとえば、1970 年 (昭和 45 年) に改正される前の公害対策基本法 1 条 2 項は、「生活環境の保全については、経済の健全な発展との調和が図られるようにする」と規定されていた。これは、経済の発展と環境保護とを並立的に扱うものである。

経済調和条項は、「環境保護はあくまで経済発展を邪魔しない範囲で行う」という形で機能した。「横断性」の視点で言い換えるなら、「環境保護」をするべきエリアが、「経済発展」のエリアにまでは及んでいない状態ということである。

これを克服したのが、1970 年の「公害国会」と呼ばれる国会だった。いわゆる国民所得倍増計画の最終盤、1973 年の第 1 次オイルショックまでの高度経済成長期の最終局面に至って、四大公害訴訟 (水俣病、新潟水俣病、四日市ぜんそく、イタイイタイ病) すべてが裁判所に係属中の時期であり、公害問題が深刻な社会問題となっていた時期である (※5)。

公害国会で公害対策基本法は改正され、「経済調和条項」は削除された。「環境保護は経済発展を邪魔しない範囲で行う」という考え方は放棄され、環境法を「経済発展」にまで横断的に被せられる状況になった。

その後、国際的に「持続可能な発展」の概念が大きく取り上げられることとなり、公害対策基本法の後を継ぐ環境基本法 (1993 年 (平成 5 年) 制定、施行) では、上記の通り、これを取り入れられている。

環境基本法における「持続可能な発展」の概念は、環境が人類の存続基盤であることから、「社会活動全体を環境適合的にしていかなければならないという考え方であり、そこでは、環境を経済と対立したものと捉えるのではなく、あくまでも環境を基盤としつつ、経済を環境に適合させる形で両者を統合することが考えられている」とされる (※6)。環境あつての人間活動だという認識は、環境法がすべての人間活動に対して、横断的に被せられるべきであるという当為を志向するものとして表されているといえるだろう。

日本法には、このような経緯で「持続可能な発展」概念が取り入れられた。ここでは、「経済調和条項」は、克服された過去の遺物である。環境基本法の 3 条も 4 条も、「調和」の語を使わず、かつての「経済調和条項」を連想させるものを避けている。

(ウ) LEP 第 3 条 4 項は「調和条項」なのか

「持続可能な発展」概念を定義した LEP 第 3 条 4 項は、「経済成長」(B. ①) と「環境保護」(B. ③) の「調和的な組合せ」をいう。これは、かつて日本法にあったような「経済調和条項」なのだろうか。

LEP 第 3 条 4 項は、これら B. ①、③の調和のもとに、A. 「将来世代の需要にも応えられる発展（開発）」こそが「持続可能な発展」だ、という構造になっている。「調和 (hài hoà)」の語を使っていること云々ではなく、条文の構造からすると、A. においては通時的横断性を持ちつつ、B. においては共時的な横断性に欠けるものと言えそうである。この点では、日本法の「持続可能な発展」の方が、「よりよき環境法」と言えるだろう。

なお、環境保護についての政策原則を示した LEP 第 4 条 1 項の第 1 文は、「持続可能な発展」のために、LEP 第 3 条 4 項でみた B. ①、②と「調和 (hài hoà) した環境保護をすることを改めて示している。

(3) 環境基準、汚染、劣化、事故

LEP 第 3 条 5 項は「環境基準」を定義する。これについては、LEP 第 II 章（第 8 条から 13 条）が詳しく定めているので、そちらでみることにしよう。

また、LEP 第 3 条 6 項は「環境汚染」を、同 7 項は「環境劣化」（英訳「degradation」。なお、原語「suy thoái」は漢語「衰退」の漢越音）、同 8 項は「環境事故」について定義する。LEP 第 3 条 3 項のいう「環境保護活動」でも出てきたものであり（本稿第 3-3(1)(イ)C.D.）、LEP 第 86 条から第 93 条、127 条から 132 条に具体的な規定がある。これらについては、具体的な規定の中で改めてみることにする。※7

(4) 廃棄物、有害廃棄物、廃棄物管理

(ア) LEP における「廃棄物」

LEP 第 3 条 11 項は、「有害廃棄物」について、毒性、放射性、可燃性、爆発性、磨耗性、感染性、中毒性、その他の危険性のある物質を含む「廃棄物」とであると定義する。では、「廃棄物」とは何かといえば、「生産・経営・サービス、日常生活、その他の活動から排出された固体、気体、液体物質である」とされる（LEP 第 3 条 10 項）。

つまり、LEP では、固形廃棄物も、煙突からの煙も、工場からの廃水も、みな「廃棄物」であり、それらに毒性、放射性、可燃性…のある物質が含まれていれば、それらは「有害廃棄物」となる。

そして、廃棄物の管理については、LEP 第 3 条 12 項が定義し、その具体的な方法は、LEP 第 VIII 章（第 66 条から 85 条）に定められている。この LEP 第 VIII 章は、「廃棄物管理」と題されていて、その第 2 節（第 70 条から 76 条）は「有害廃棄物管理」、第 3 節（第 77 条から 80 条）は「固形廃棄物管理」、第 4 節（第 81 条、82 条）は「排水管理」とされ、第 5 節内に「塵埃、廃ガスの管理」についての条文（第 83 条、84 条）が置かれている。※8、※9

(イ) 日本法の「廃棄物」

環境基本法に「廃棄物」の語が出てくるのは、事業者に対して拡大生産者責任を責務として求めた環境基本法 8 条などだけで、その定義は下位の法令に委ねられている。

そこで、循環型社会形成推進基本法を見ると、その 2 条 1 項括弧書は、「廃棄物」の定義を廃棄物処理法 2 条 1 項に求めている（※10）。廃棄物処理法 2 条 1 項は、「廃棄物」を「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除

く。)と定義している。

ここで「廃棄物」から放射性物質と放射性物質に汚染された物が除かれているのは、環境基本法 13 条が、これらを原子力基本法その他の関係法律に委ねていることと呼応している。基本法は「廃棄物」の範囲を廃棄物処理法で示させ、廃棄物処理法は基本法の適用範囲の中で「廃棄物」の範囲を定める。循環論法ではない。廃棄物処理法は、基本法の指示に従っているだけで、その指示は、公害国会以前の旧公害対策基本法時代から引き継がれた法政策である。※11

この廃棄物処理法 2 条 1 項括弧書による放射性物質への適用除外については、2011 年（平成 23 年）8 月成立の放射性物質汚染対処特措法（※12）22 条によって、「当分の間」、福島第一原子力発電所の事故由来の放射性物質によって汚染された物が除かれることになった。まどろっこしいが、「放射性物質に汚染された物は、普通は廃棄物処理法のいう『廃棄物』には含めない。でも、福島第一原発事故由来の放射性物質に汚染された物は、『含めない』ことをやめて、『含める』ことにする。だから、福島第一原発事故由来の放射性物質に汚染された物も、廃棄物処理法のいう『廃棄物』に含まれる」ということである。

（ウ）横断性

比較すると、LEP が「廃棄物」を人間活動から排出される固体・気体・液体すべてとし、そのうち危険性のある物質を含むものを「有害廃棄物」とするのに対し、日本法は、廃棄物を例示列挙する形で定義し、また気体や廃水を含んでいない。日本法では、大気汚染は大気汚染防止法、温室効果ガスは地球温暖化対策推進法、水質汚濁は水質汚濁防止法、というように、メディアごとに個別法を定めていて、LEP のようにすべての排出物質を「廃棄物」に包括する行き方ではない。

横断性の視点でみるとどうか。日本法が「廃棄物」に気体や排水を含めていなくても、それらについては別の個別法でカバーしているのだから、LEP に比べてカバー範囲が小さいわけではない。

しかし、日本法が 2011 年 8 月まで、放射性物質とそれによって汚染された物を環境法の下で規律していなかったことを考えると、それらを環境法の下に入れていた LEP の方が、横断性の点で「よりよき環境法」と言えそうである。

なお、環境基本法 13 条は、削除されることになった。※13、※14

（5）生態系、生物多様性、温室効果ガス

LEP 第 3 条 15 項は「生態系」を、16 項は「生物多様性」を、21 項は「温室効果ガス」をそれぞれ定義している。

公害対策が大きな社会問題となったことから生成発展してきた日本の環境法の歴史からすると、自然保護は、やや地味な分野であった。しかし今や、環境問題といえば、生物多様性や地球温暖化のことが普通に語られるようになり、生物多様性基本法や地球温暖化対策推進法が制定されている。

ベトナムは、生物多様性条約を批准しており、京都議定書の締約国（途上国）でもある。これらを受けて、LEP も生態系、生物多様性、温室効果ガスについての規定を装備している。

これらについての具体的な規定は、LEP 第 IV 章（第 28 条から 34 条）、第 84 条、第 87 条などに記されている。これらの具体的規定を読むときに、日本法との対比を改めて取り上げることにする。※15

(6) その他

LEP 第3条には、これらの他にも、「環境モニタリング」(17項)や「環境情報」(18項)、「戦略的環境評価」(19項)、「環境影響評価」(20項)などの定義が置かれている。「戦略的環境評価」は、開発計画段階で環境への影響を評価するプロセスであり、日本の環境影響評価法よりも前の段階でのアセスメントを要求している(横断性の点で日本法に優る)。

「環境モニタリング」「環境情報」については、LEP 第X章(第94条から105条)、「戦略的環境評価」や「環境影響評価」については、LEP 第III章第1節、2節(第14条から23条)などに具体的規定があるので、それらを読み進める中で、日本法と対比してみることにしよう。

※1 CSR in Asia 訳にも JETRO 訳にも苦心の跡がみえるが、本文のように整理されるべき条文である。混乱の源は②の c. で、原文「*nguồn lực để bảo vệ môi trường*」は、「*resources for environmental protection*」と英訳されているとおり、環境保護のためのリソース、つまり人的・資金的なリソースを指し、そのまま LEP 第 XI 章(第106条から117条)の規定に対応している。

※2 第1-1 参照。

※3 なお、日本法では、法律中で「国」といった場合、それは立法、行政、司法の三権を含み、中央政府だけを表すときは「政府」の語が使われる。環境基本法においても、そのように書き分けられている(北村『環境法』p.269 参照)。ベトナム法においても「国家」と「政府」とは書き分けられて

いるようだが、そもそも三権分立もなく三権分業であり、その書き分けがどこまで機能しているかは不明である。

※4 ブレントラント委員会報告書(「環境と発展に関する世界委員会」報告書、1987年)やリオ宣言(「環境と発展に関する国連会議」で採択された「行動原則」、1992年)でもおなじみの概念「*sustainable development*」が導入されている。ここでの「*development*」の訳語としては、「発展」「開発」「発展(開発)」といった形で扱われることが多いが、LEP のベトナム語原文は「*phát triển* (漢語「発展」の漢越音)」の語を使っている。LEP 原文が「*phát triển*」だからといってその日本語訳が「発展」でなければならないわけではないが、本稿では *sustainable developemant* の概念を「持続可能な発展」の語で呼ぶことにする。

なお、同様のことは、環境法に限らず、ベトナムの法令を日本人が理解しようとする場合、常に問題となる。ベトナム語の語彙には漢語由来のものが多く、単語それぞれの「もとの漢語」がわかれば、日本人にはイメージしやすくなる場面が多い。しかし、ベトナムでは今、各国・国際機関がドナーとなって法整備を進めているという事情がある。ベトナム語で書かれた法典も、その背後にある継受元となった法概念、法理論を知らなければ理解できない。そのため、ベトナム語原典だけでなく、その英訳を参照し、背後にある法概念を探求することが有用である。

※5 「経済調和条項」の削除、環境基本法の制定までの時代背景については、六車明「環境と経済—基本法を創るものと基本法が作るもの—」(慶應法学第7号、2007年3月)がわかりやすく整理している。本稿においても参考にした。

※6 大塚直『環境法』第3版(有斐閣、2010年) p.237

※7 CSR in Asia 訳、JETRO 訳とも、LEP 第 I 章「一般規定」と LEP 第 II 章以下の具体的規定との間で、用語を統一的に使用してはいない。LEP 自体の用語法に問題があるのか、そうだとどこ

にあるかは、今後 LEP を読み進める中でみていこう。そもそも、法執行に問題があるので、日本におけるように法典の条文解釈をぎりぎりと詰めてゆく意味は小さい。しかし本稿では、来年以降の LEP 大改正を前に、現行 LEP の構造とその限界を確認しておくことにする。

※8 LEP 第Ⅷ章第 5 節（第 83 条から 85 条）は、「塵埃、廃ガス、騒音、振動、光、放射線の管理と統制」と題されていて、同じ第Ⅷ章（「廃棄物管理」）の第 2 節から 4 節までの「有害廃棄物管理」「通常固形物管理」「排水管理」とは用語の書き分けがなされている（第 1 節は「廃棄物管理についての一般規定」）。条文の内容も、第 83 条は塵埃、廃ガスの管理と統制、第 84 条は温室効果ガスとオゾン層破壊をもたらすガスの管理、第 85 条は騒音、振動、光線、放射線の制限となっている。

LEP 第 3 条 10 項の「廃棄物」の定義からすれば、LEP 第 83 条、84 条が扱う塵埃、廃ガス、温室効果ガス、オゾン層破壊をもたらすガスが「廃棄物」に含まれるのは自明である。その上で、LEP は第 85 条で、「廃棄物」に含まれないもの、すなわち「固体、気体、液体」に含まれない、「騒音、振動、光線、放射線」の「制限」を定めていると位置づけられる。環境省ウェブサイトは、LEP の特徴として「騒音・振動の対策も『廃棄物管理』の一環であること」（下線は筆者による）を言う（<http://www.env.go.jp/air/tech/ine/asia/vietnam/files/law/law.pdf> 環境省ウェブサイト>大気環境・自動車対策>日本モデル環境対策技術等の国際展開>日本の環境対策技術のアジア展開に向けて>ベトナムにおける環境汚染の現状と対策、環境対策技術ニーズ>法制度の整備・執行>ベトナムにおける法制度の整備・執行 pdf.）。たしかに、それらは「廃棄物管理」の章に入っている。しかし、LEP は第 3 条 10 項の「廃棄物」の定義を保っているからこそ、そこに含まれないものについては「管理 (quản lý)」の語を使わずに書き分けているのである。LEP に特徴的なのは、排水や温室効果ガスが「廃棄物管理」に含まれることに留まる。

※9 LEP 第 85 条中、塵埃と廃ガスについては、本文中で述べたとおり「廃棄物」の「管理」といえる。同じ条文の中で「放射線」が出てくるが、これももちろん、放射性廃棄物の管理を言ったものではない（※8 の環境省ウェブサイトの伝でいくと、LEP 第 85 条が放射性廃棄物の管理を言ったものと読み違えかねない）。

なお、CRS in Asia 訳も JETRO 訳も LEP 第 85 条の「bức xạ」を「放射能」としているが、ここは「放射線」とするべきである。放射線を発する能力を放射能、放射能のある物質を放射性物質と呼ぶことを前提に、LEP の書き分けを整理しておく。

phóng xạ	英訳 radioactive	放射性的	LEP 第 3 条 11 項など
または	英訳 radioactivity	放射能	LEP 第 7 条 6 項など
chất phóng xạ	英訳 radioactive substances	放射性物質	LEP 第 7 条 4 項など
bức xạ	英訳 radiation	放射線	LEP 第 85 条など

※10 改正が予定されている。※13 参照。

※11 環境基本法 13 条にまつわるこれまでの出来事については、六車明「環境と経済(7)―原子力法制と心の平和―」（慶應法学 20 号、2011 年 8 月）がわかりやすく整理している。本稿においても参考にした。

※12 正式な法令名は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」である（平成23年8月30日法律第110号）。

※13 「原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律（案）」（http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=19136&hou_id=14769 新旧対照表 p.359）参照。この法改正と、その後もしばらく残るであろう大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の個別法における放射性物質適用除外規定（大気汚染防止法 27 条 1 項、水質汚濁防止法 23 条 1 項など）について、北村喜宣「サヨナラ環境基本法 13 条—適用除外規定削除の意義—」月刊『産業と環境』2012 年 6 月号 p.80 環境法政策の発想 Vol.123 参照。

なお、この法改正には、循環型社会形成推進基本法 2 条 1 項括弧書の改正も含まれている。

※14 公害国会における「経済調和条項」の削除と、環境基本法制定による「持続可能な発展」概念の導入は、それぞれ日本の環境法におけるパラダイムシフトであったと位置づけるのが一般的である（大塚『環境法』第 3 版 p.11、p.235、北村『環境法』p.105、p.271 など）。

これらのパラダイムシフトでは、環境法の「横断性」という分析要素が作用していると捉えることができる。そうすると、放射性物質汚染対処特措法で「廃棄物」の意味が変わったこと、また法改正によって環境基本法 13 条が削除されることは、これまでカバーしていなかった放射性物質関係にまで環境法を横断的に被せる点で、これもまた一つのパラダイムシフトであるといえるだろう。

環境基本法 13 条で住み分けをしてきた原子力関係法令の目的規定中には、「産業の振興」を図ることも掲げられている（原子力基本法 1 条）。つまり、これまで我々が「克服した」と思っていた旧パラダイムの「経済調和条項」は、環境基本法 13 条という形で案外堂々と残っていたということである。

※15 生態系、生物多様性の保護や地球温暖化の防止のための法は、目の前の公害対策だけでなく、長い目で見た場合の環境保護について規定している点で、広い横断性を持つものといえる。

これらの問題は、不可逆で深刻な影響をもたらしうるため、害悪の発生についての科学的知見が明らかでない時点であっても予防的に人間活動を規制するアプローチを要請する。この点でも、科学的知見が明らかにならなければ環境法の守備範囲に入らないという考え方に比べて、横断性を広げる契機があるといえる。もっとも、環境法規制の比例性の要請も忘れてはならない。

参考文献：北村喜宣『環境法』（弘文堂、2011 年）

阿部泰隆・淡路剛久編『環境法（第 4 版）』（有斐閣、2011 年）

次回（第 3 回）、環境保護原則、政策、奨励行為と禁止行為へ

2012 年 8 月 3 日

主な配信先（敬称略）：ピーエム技研株式会社

U&I アドバイザリーサービス・ベトナム

南立川法律事務所

八王子合同法律事務所 弁護士 内田耕司

虎ノ門総合法律事務所 弁護士 海老沼英次

株式会社メルフィス 弁護士 岩田浩